

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

川 崎 市

平成27年4月23日制定

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 川崎市全域

(1) 現況

本市は農地面積の約7割が市街化区域に点在している。生産者は消費者が身近にいるという都市農業の強みを生かし、消費者のニーズに合わせた露地・施設野菜、果樹、植木・花卉と多様な営農を展開している。ほとんどの農業経営体が直売を行い、近年は麻生区黒川に開設された大型農産物直売所「セレサモス」への出荷量も増えている。

本市ではこれまで性フェロモン剤を利用した減農薬栽培等の普及に取り組んできたが、今後さらに安全で安心な農産物の供給を推進するとともに都市化と共存した農業生産を持続するため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式をさらに普及し、農業の有する多面的機能を発揮することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、環境保全型農業を志向する農業者で組織された団体を作り、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、都市化が進む市内に残された農地にて環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

| | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|---|---------------------------|------------------|
| ① | <u>生産緑地地区、農業振興地区、調整区域</u> | 法第3条第3項第3号に掲げる事業 |
| ② | | |
| ③ | | |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(特になし)